




## 危険・有害ごみの分別について

### 1 危険ごみ

種類	分別区分	分別方法
①エアゾール製品等 (スプレー缶、カセットボンベなど) 	かん (月2回)	中身を使い切って、穴をあけてガスを抜く  できるだけ缶とは別の(スプレー缶だけの)袋に入れる
②ライター 	燃やせないごみ (月1回)	中身を使い切る 無色透明または半透明の袋に入れて出す

(赤字は今回追記)

### 現状の問題点

#### ①エアゾール製品等

- ・穴あけによる事故(ガスが目に入る、ガス爆発)の危険  
 →国からは、穴をあけずに収集する体制を整えるよう通知されている。
- ・中身が残っているエアゾール製品等による収集車両及び処理施設における火災の危険

#### ②ライター

- ・中身が残っているライターによる収集車両及び処理施設における火災の危険



### 黒石地区清掃施設組合チラシ

**ごみ処理施設で爆発・火災が発生!!**

可燃性ガスなど中身が残っている危険ごみは、ごみ収集車火災やごみ処理施設での爆発事故の原因となるため危険です。危険ごみは分別して出しましょう。

**危険ごみの出し方**

- 1 スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベは専用の器具を使用するか、専用口を指差に押し付けガスを抜く。
- 2 ライターは輪ゴム等で閉鎖を強く。

使用済みのカセットコンロ用ガスボンベ缶、スプレー缶、ライター類を捨てるときは、必ず中身を空にしてから、燃やせないごみの集積所に集えつけている分別回収用ネット(黒)に入れてください。

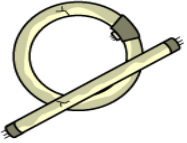

**危険**

平成29年度危険物回収量  
 (燃やせないごみ集積場別)  
 燃やせないごみ  
 平成29年度回収量(単位:本)

スプレー缶	14,149本	カセットコンロ用ガスボンベ	13,298本	使い捨てライター	10,314本
-------	---------	---------------	---------	----------	---------

黒石地区清掃施設組合 TEL.0172-53-1222

## 2 有害ごみ(水銀使用廃製品※1)

種類	分別区分	分別方法
①蛍光管 	燃やせないごみ (月1回)	無色透明または半透明の袋に入れて出す
②電池類※2 		

(赤字は今回追記)

※1 水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計は市の窓口回収としている。

※2 ボタン型、充電式は収集しないごみ(回収協力店を案内)としている。



水銀使用製品回収ボックス  
(市の窓口回収)



ボタン電池回収缶  
(回収協力店)



小型充電式電池リサイクルボックス  
(回収協力店)

### 現状の問題点

#### ①蛍光管

・水銀の飛散・流出の危険

#### ②電池類

・水銀の飛散・流出の危険(ボタン電池)

・収集車両や処理施設における火災の危険

(ボタン電池、リチウムコイン電池、小型充電式電池)

### 黒石地区清掃施設組合チラシ




**使用済み電池類は分別し  
専用の回収容器へ!!**

分別して集められた使用済み電池は、再生工場へ送られ、無害化処理や再資源化されます。

アルカリ・マンガン乾電池 | 充電式電池類 | 使用済み小型電子機器 (小型家電)

黒石地区清掃施設組合 TEL. 0172-53-1222

### 3 分別区分の変更について 変更案

種類	分別区分	分別方法
①エアゾール製品等 (スプレー缶、カセット ボンベなど)	危険ごみ (月1回)	①中身を使い切り、 <u>穴はあけない</u> ②中身を使い切る 無色透明または半透明の袋に入 れて出す
②ライター		
③蛍光管	有害ごみ (月1回)	購入時の箱や厚紙で包む  ボタン電池、コイン電池はテープ で絶縁する  無色透明または半透明の袋に入 れて出す
④電池類(乾電池、 ボタン電池、コイン電 池)		
⑤小型充電式電池 (モバイルバッテリー などを含む)	収集しないごみ	市の窓口回収

(赤字は今回追記)

変更時期(予定)

令和6年4月

今後のスケジュール

- ①弘環組合及び構成市町村で処分方法など細部を協議(5月予定)
- ②令和5年度第1回審議会(7月頃予定)で最終案を審議
- ③方針決裁
- ④令和5年9月～周知(なごみ生活、広報ひろさき、アプリ、HP、ラジオ)

囲み部分を次のように修正

## 【修正案】

変更時期(予定)

- ・危険ごみ…令和6年4月(修正なし)
- ・有害ごみ…令和7年4月(今回修正)

今後のスケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
危険ごみ	・方針決裁 ・11月～周知開始	4月から収集開始	
有害ごみ	・ダンボール・紙パックの 民間搬入に向けた調整 ・弘環組合及び構成市 町村で処分方法など細 部を協議 ・審議会での審議	(弘環組合及び構 成市町村で処分 方法など細部を協 議) (審議会での審議) ・方針決裁 ・9月～周知開始	4月から 収集開始

※有害ごみについて令和7年4月からの収集開始に向けスケジュール再編